



埼玉県報

第438号
令和5年(2023年)
8月14日
月曜日

目次

告示

- 救急病院等の申出の撤回（医療整備課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 荒川中部土地改良区の役員退任届（大里農林振興センター）
- 測量法に基づく基本測量の終了（用地課）
- 川口都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（公園スタジアム課）
- 県道三芳富士見線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第八百七十五号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

令和五年八月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人社団愛友会伊奈病院	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室九千四百十九番地	令和五年八月五日

告示

埼玉県告示第八百七十六号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として令和五年八月六日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和五年八月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		有効期限
名称	所在地	
医療法人社団愛友会伊奈病院	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室五千十四番地一	令和八年三月十九日

告示

埼玉県告示第八百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、荒川中部土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年八月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	須藤 浩一	埼玉県深谷市内ヶ島二百七十八番地一

告 示

埼玉県告示第八百七十八号

令和四年埼玉県告示第百六十六号で公示した基本測量は、令和五年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年八月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第八百七十九号

川口市から川口市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

令和五年八月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年八月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
入間郡三芳町大字藤久保字西 九五五番五地先から同郡同町 大字藤久保字西九六〇番一 地 先まで		区 間
一三・一二 一一・〇〇	八・一八 八・二八	敷地の幅員 (メートル)
三七〇・〇四		延長 (メートル)
歩道整備事業による。		備 考

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和五年八月十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第三号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和五年八月十 四日	指定の年月日
埼玉県児玉郡神川町大字植竹字東並木七百二十 番十	指定に係る道路の位置
三十三・四七	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・五〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)